

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2024年11月20日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界保健分野における気候変動対策およびプラネタリーヘルスに関する情報収集・確認調査（国内業務）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界保健分野における気候変動対策およびプラネタリ
ーヘルスに関する情報収集・確認調査（国内業務）（一般
競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00738

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年11月20日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界保健分野における気候変動対策およびプラネタリーヘルスに関する情報収集・確認調査（国内業務）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2025年1月中旬から2026年1月中旬

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払いの設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2024年度末（2025年3月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

人間開発部保健第一グループ グローバルヘルスチーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年 11月 26日 中
2	入札説明書に対する質問	2024年 11月 27日 12時
3	質問への回答	2024年 12月 2日
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年 12月 6日 12時
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2024年 12月 25日 11時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）

に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/Jm2CuTCpn5>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前

までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

- (3) 提出先
国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)
- (4) 提出書類
 - 1) 技術提案書・別見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 4) 明らかに連合によると認められる入札
 - 5) 同一競争参加者による複数の入札
 - 6) 条件が付されている入札

7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100 点
- ② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8）/N×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）× 0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

気候変動は、現代社会における最大の公衆衛生上の課題であり、熱関連疾患、感染症、下痢症、栄養不良等、直接・間接的に健康への影響を及ぼしている。健康問題に取り組むにあたり、適応策を講じるとともに、その原因である地球温暖化防止の緩和策を行うことが疾病予防・健康増進の点において重要となっている。2023年12月、第28回気候変動枠組条約締約国会議（COP28）において初めてHealth Dayが設定され、「気候と健康に関するCOP28宣言」が合意された。また2024年5月には日本政府がWHOの「気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス」（ATACH）加盟するなど、今般気候変動の健康への影響と対応に関心が高まっている。さらに、地球環境と人間の健康の相互の影響に注目する、プラネタリーヘルスという概念が各所で注目されている。

そのような中、各開発パートナーも取組を開始している。例えば、ADBはClimate and Health Initiativeを立ち上げ、保健事業のうち15%以上をClimate-focusとするターゲットを掲げている。また世銀も低中所得国における気候変動の保健への高まる負のインパクトに緊急的に対応するための新たな気候・保健プログラムを発表している。さらに、世銀・ADBなどの開発銀行グループは気候・保健ファイナンス開発銀行ワーキンググループを立ち上げ、2024年6月にロードマップを発表している。その他国際機関や米・英・EUなどのバイの機関も気候変動と保健に係る取組を進めようとしている。

日本政府は2022年に策定した「グローバルヘルス戦略」において、気候変動などの問題が相互に結びつき複雑化する世界において、コロナ禍を踏まえた新たな時代のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成を推進するために、気候変動の途上国における保健への影響に鑑み保健分野での適応策、特にアフリカ、南アジア、大洋州諸国における感染症、低栄養、下痢症、熱中症などの対策・協力強化の必要性を指摘している。また、緩和策として、医療施設からの直接排出や医療関係機材の生産・流通・廃棄に関わる温室効果ガスの排出に関し、削減対策を進めるべきとしている。

JICA は、グローバルアジェンダ「気候変動対策」において、コベネフィット型気候変動対策を打ち出している。さらに、2023 年にサステナビリティ方針を掲げ、すべての事業をパリ協定に整合する形で実施する方針を打ち出している。

このような背景のもと、保健医療分野における気候変動対策、さらにはプラネタリーヘルスの概念と取組整理について検討する必要がある。

第 2 条 調査の目的と範囲

(1) 目的

本調査は、保健医療分野協力における気候変動対策（緩和策、適応策）に係る協力指針や取組方針案の策定に資する情報収集・分析を行うこと、さらにプラネタリーヘルスに係る考え方や JICA の取組について整理するための情報収集・分析を行うことを目的とする。調査対象は全世界とする。

(2) 範囲

本調査は情報収集・確認調査として、「第 2 条（1）目的」を達成するため、「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえた上で、「第 4 条 調査の内容」に記載する業務を実施し、「第 5 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第 3 条 調査実施の留意事項

(1) 国際動向や開発パートナーの援助動向の把握

本調査では、気候変動対策と保健の分野の国際動向ならびに他の開発パートナーの同分野の援助動向を適切に把握したうえで、JICA の協力指針・取組方策案の提案を行うことを想定している。2024 年 11 月に開催される COP29 やそれに合わせて公表される各種報告書、学術論文を含む最新エビデンスなど、最新の国際動向について適切に把握したうえで調査を実施する。

(2) 現実的な取組案の提案

第 4 条（2）①に記載の通り、本調査では JICA の保健医療協力における気候変動対策の取組指針ならびに方策案について提案を行うが、提案にあたっては、上記（1）の内容を十分ふまえるとともに、JICA との十分な協議を通じて現実的かつ効果的な提案となるよう留意する。

(3) ジェンダー視点での分析

調査を行うにあたっては、気候変動の健康への影響や取組方策において、可能な限りジェンダー視点での分析を含める。調査項目にジェンダーによる差があるかについて可能な範囲で分析することとする。

第4条 調査の内容

(1) 保健分野における気候変動対策ならびにプラネタリーヘルスに関連する国際動向、気候変動の健康影響に係るエビデンス・各種レポート、他の開発パートナーの取組に関する情報収集・分析⁴

①文献レビュー等を通じ、保健分野の気候変動対策ならびにプラネタリーヘルスに関する国際動向に係る情報収集・分析を行う。気候変動枠組条約締約国会議（COP28、29）や世界保健機関（WHO）における動向、プラネタリーヘルスアライアンス等の動きを収集し、取りまとめる。その際、健康への影響の重篤度、取り組みの優先度・有効性についてのエビデンスも考慮して取りまとめる。

②学術論文を含む文献レビュー等を通じ、気候変動の健康への影響とその課題に関し、特に JICA が事業を実施する開発途上国に関し、既存の有用な知見を明らかにし、情報を整理する。

③他の開発パートナー（世銀、ADB、WHO、UNICEF、IFC、米・英・EU 諸国・韓国等）や基金（The Global Fund to Fight AIDS, TB and Malaria: GFATM, Green Climate Fund : GCF）の気候変動と健康に係る取組について、インターネットを通じた情報収集を行い、取りまとめる。必要に応じ、オンラインインタビューを通じた情報収集を行う。

(2) JICA の保健分野協力（技術協力、資金協力）におけるソフト・ハード両面における気候変動対策（緩和策・適応策）に関する指針・取組方策案の提案、執務参考資料案の作成⁵

①(1) で収集した情報を参考に、JICA の保健分野協力（技術協力、無償資金協力、有償資金協力）における気候変動対策に係る指針ならびに取組方策案について提案する。指針案には、JICA の保健協力事業のデザイン段階で確認すべきこと、事業の中で取り組む必要があること、または取り組むべきでないことについて含めることとする

⁴ 保健分野気候変動対策ならびにプラネタリーヘルスに関連する国際動向、他の開発パートナーの取組に関する情報収集・分析方法、調査項目案について、プロポーザルにて提案すること。

⁵ JICA の保健分野協力（技術協力、資金協力）における気候変動対策（緩和策・適応策）に関する指針・取組方策案の策定に係る具体的な実施方針についてプロポーザルにて提案すること。

る。また、取組方策の例としては以下のようなことが考えられるが、これに限らず、保健協力とあわせて協働すべき他セクターの重要な取り組みなども含め、幅広く方策案を含めることとし、ユニバーサルヘルスカバレッジ達成に向けた取り組みとの関連性も意識してとりまとめる。

<取組方策例>

技術協力：

（緩和策）サプライチェーン、機材調達における環境配慮等

（適応策）感染症対策、母子保健・栄養・NCD 対策、災害医療、Climate-resilient healthcare に関する保健従事者への研修等

無償資金協力：

（緩和策）施設建設における省エネ・環境配慮、再生エネルギー（太陽光）活用、資材の現地調達等

（適応策）施設の災害対策（耐震）等

有償資金協力：

（緩和策）施設建設を含む場合、エネルギー効率等環境配慮した設計。開発政策借款等では気候変動対策に資するコンポーネントの追加等

（適応策）気候変動対策に資するコンポーネントの追加等

②上述の指針ならびに取組方策案について、保健医療分野協力における気候変動対策に係る執務参考資料案として取りまとめる。執務参考資料の量としては、和文・英文で作成することとし、それぞれ 20-30 頁程度を想定する。

（3）気候変動とプラネタリーヘルスの関係の整理、JICA のプラネタリーヘルスの取組に係る広報資料案の作成⁶

①プラネタリーヘルスとは、地球環境と人間の健康の相互の影響に注目する概念であるが、その概念は幅広く、人によって捉え方が異なっているのが現状である。そこで、まずは学術論文を含む文献レビューを通じて、プラネタリーヘルスに係る概念整理、特に気候変動がプラネタリーヘルスにどのように影響するかという点に関する整理を行う。その際、感染症に着目し、人間、動物、植物、環境の健康の持続可能なバランスと最適化を目指すワンヘルスとの関係も含めて整理する。

②JICA のプラネタリーヘルスに関する取組について、情報収集を行い、広報資料案に取りまとめる。JICA のプラネタリーヘルスに関連する取組としては、栄養関連の協力（例：ソロモン諸島におけるヘルシービレッジプロジェクト等）、環境分野での協力（例：大気汚染対策、廃棄物処理改善）、エネルギー分野での協力（例：クリー

⁶ 気候変動とプラネタリーヘルスの関係整理、JICA のプラネタリーヘルスの取組に係る広報資料案の作成に係る実施方針についてプロポーザルにて提案すること。

ンエネルギー)等、マルチセクターの取組があると考えられる。必要に応じて JICA 内の関連部署からのヒアリングを実施する。広報資料案としては、A4 2 頁のテクニカルブリーフ(和・英)を4種類(プラネタリーヘルス概略、栄養、環境、エネルギー)程度を想定する。(参考:感染症対策のテクニカルブリーフの例:[テクニカルブリーフ\(和文\)|事業-JICA](#))

(4) (2) (3)に係る有識者ヒアリング、勉強会ならびに機構内報告セミナーの開催

① (2) (3)の情報収集・資料作成の過程で、気候変動と健康、プラネタリーヘルス分野の有識者(長崎大学、東京大学関係者等)へのヒアリングを行う⁷。ヒアリングは業務期間中に4回程度(4名・各回1時間程度)を想定する。有識者に承諾が得られた場合は、勉強会として、人間開発部職員を対象としたセミナー形式の開催も想定する(対面またはオンライン)。勉強会では必要に応じ JICA 規定に応じて講師謝金を支払うこととするが、謝金支払は JICA を通じて行うこととする(見積不要)(1.5時間×4名×1回を想定)。

② (2)の執務参考資料案が出来た段階で、機構内の勉強会を行う。勉強会には、人間開発部の他、JICA 内関係部署からの参加を予定する(想定される参加者の規模は40-50名程度)。また、最終報告書提出後、機構内で報告会を行う(想定される参加者の規模は同じく40-50名程度)。いずれも、対面とオンラインのハイブリッドを想定する。

第5条 報告書等

契約期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、毎月監督職員に提出する。また四半期ごとの進捗を「業務進捗報告書」に取りまとめ、収集・作成データと共に提出する。本調査業務完了時には別紙目次案に沿って最終報告書を作成し、最終成果品として人間開発部へ提出、報告をする。最終成果品の提出期限は、2025年12月26日とする。

受注者は最終報告書の内容、分析結果の記載内容等については、当機構と事前に十分協議・確認すること。調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。調査工程を工夫し、以下想定より早く業務が完了する事が見込まれる場合は提案すること。

⁷ ヒアリングを行う有識者の具体的な対象、実施方針について、プロポーザルにて提案すること。

成果品等	提出時期	提出形式
業務計画書	契約開始後 2 週間以内	電子データ (和)
業務進捗報告書	四半期ごと	電子データ (和)
保健医療分野協力における気候変動対策に係る執務参考資料案	2025 年度第 3 四半期	電子データ (和・英)
プラネタリーヘルス広報資料案	2025 年度第 3 四半期	電子データ (和・英)
最終報告書	2025 年 12 月 27 日	電子データ (和・英) CD-R (和・英まとめて格納) 1 部

※必要に応じ、インタビューや勉強会において本調査について説明する調査概要資料 (和・英) は別途作成することとする。

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、決定する。

第1章 調査の概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の概要（目的・方針）
- 1-3 調査実施体制と調査工程
- 1-4 有識者ヒアリングおよび勉強会/セミナー

第2章 保健医療分野における気候変動対策に係る調査・分析結果

- 2-1 気候変動と健康に関する国際動向
- 2-2 気候変動の健康影響に関するエビデンス
- 2-3 他開発パートナー、地域機関等の取組み
 - 2-2-1 世界保健機関（WHO）
 - 2-2-2 世銀、ADB、開発金融機関（IFC等）
 - 2-2-3 UNICEF、その他国連機関
 - 2-2-4 バイ機関（米国、英国、EU、韓国）
 - 2-2-5 基金（GFATM、GCF）

第3章 JICAの保健医療分野協力における気候変動対策

- 3-1 取組指針
- 3-2 方策案（技術協力）
 - 3-2-1 緩和策
 - 3-2-2 適応策
- 3-3 方策案（無償資金協力）
 - 3-3-1 緩和策
 - 3-3-2 適応策
- 3-4 方策案（有償資金協力）
 - 3-4-1 緩和策
 - 3-4-2 適応策
- 3-5 総括

第4章 プラネタリーヘルスに係る調査・分析結果

- 4-1 プラネタリーヘルスに関する国際動向
- 4-2 プラネタリーヘルスに関する概念整理
- 4-3 JICAにおける取組

第5章 結論、提言

別添：プラネタリーヘルスに係る広報資料案

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	保健分野気候変動対策ならびにプラネタリーヘルスに関連する国際動向、他の開発パートナーの取組に関する情報収集・分析方法、調査項目案	第4条 調査の内容 (1)
2	JICAの保健分野協力（技術協力、資金協力）における気候変動対策（緩和策・適応策）に関する指針・取組方策案の策定に係る具体的な実施方針	第4条 調査の内容 (2)
3	気候変動とプラネタリーヘルスの関係整理、JICAのプラネタリーヘルスの取組に係る広報資料案の作成に係る実施方針	第4条 調査の内容 (3)
4	ヒアリングを行う有識者の具体的な対象、実施方針	第4条 調査の内容 (4) ①

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9. 60人月

(現地渡航回数：なし) (国内のみ)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

1) 対象国及び類似地域：全世界

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(5) 公開資料等

1) 公開資料 (参考資料)

- [WHO Operational framework for building climate resilient and low carbon health systems](#)
- [WHO guidance for climate resilient and environmentally sustainable health care facilities](#)
- [Alliance for action on climate change and health \(ATACH\) \(who.int\)](#)
- [Development-Bank-Working-Group-Joint-Roadmap-JUNE-12-2024-FINAL.pdf \(worldbank.org\)](#)
- [Global Planetary Health Roadmap and Action Plan - Planetary Health Alliance](#)

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：保健医療分野の各種業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して

ください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとして下さい。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 45 字及び 1 ページの行数については 35 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 10 月追記版))」を参照して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

報酬単価 (上限額) については、別添資料 2 「報酬単価表」の 1. の「(2) 国内業務/国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章

入札の手続き」の「6.（2）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（3）定額計上について（該当する口にチェック）

■ 本案件は定額計上はありません。

（4）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力 : <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2